

別添資料

利用者負担説明書

介護老人保健施設をご利用される利用者のご負担は、介護保険（及び介護予防）の給付にかかる**通常1割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、洗濯・乾燥代、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。（なお、本人の合計所得金額が年間160万円以上の方は介護保険の自己負担分が**2割**、もしくは本人の合計所得金額が年間220万円以上の方は介護保険の自己負担分が**3割**になる場合があります。詳しくは市町村にお尋ね下さい。）

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション）ごとに異なります。

また、利用者負担は**全国統一料金ではありません**。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々なサービスを受ける居宅サービス（及び介護予防のサービス）がありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、**（介護予防）短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、通所リハビリテーション**は、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者（支援相談員）にご相談ください。

医療法人 相愛会
介護老人保健施設 相愛苑
施設長 桑原 大祐

A 入所の場合の利用者負担

1 保険給付の自己負担額

施設サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

介護保健施設サービス費 《従来型個室》

	【基本型】(i)	【在宅強化型】(ii)
・要介護1	717円	788円
・要介護2	763円	863円
・要介護3	828円	928円
・要介護4	883円	985円
・要介護5	932円	1,040円

介護保健施設サービス費 《多床室》

	【基本型】(iii)	【在宅強化型】(IV)
・要介護1	793円	871円
・要介護2	843円	947円
・要介護3	908円	1,014円
・要介護4	961円	1,072円
・要介護5	1,012円	1,125円

* 初期加算

急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し入所された場合、**初期加算（Ⅰ）**として入所後30日間に限って1日に**60円**加算されます。それ以外のところから入所された場合は、**初期加算（Ⅱ）**として1日に**30円**加算されます。

*** 夜勤職員配置加算**…施設の夜勤を行う職員配置について、平均夜勤職員数を基準以上に配置しておりますので、1日に**24円**加算されます。

*** 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）**…入所の日から3月以内の期間に限り、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士若しくは言語聴覚士が集中的に個別のリハビリテーション（1週に概ね3日以上）を行った場合に1日に**258円**加算されます。

*** 認知症短期集中リハビリテーション実施加算**…認知症であると医師が判断し、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断でき、過去3月以内について当該リハビリテーションを受けてない場合に、医師又は医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士が集中的に個別のリハビリテーション（1週に3日限度）を行った場合に1日に**240円**加算されます。

*** リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）**…医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、看護職員、介護職員その他の職種が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理しているおり、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用しているため1月に**33円**加算されます。

＊**認知症専門ケア加算（Ⅰ）**…認知症日常生活自立度のⅢ以上の方が入所者のうち半数以上入所しており、認知症介護実践リーダー研修修了者を必要以上配置し、定期的に会議を行いチームとして専門的な認知症ケアを実践していますので、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者について**1日に3円**加算されます。

＊**認知症行動・心理症状緊急対応加算**…医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した利用者に対し、入所した日から起算して**7日**を限度として**1日に200円**加算されます。

＊**若年性認知症入所者受入加算**…受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めて、その利用者を中心に特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合に**1日に120円**加算されます。

＊**栄養マネジメント強化加算**…管理栄養士を配置し低栄養状態のリスクの高い入所者に対し各専門職で作成した栄養ケア計画書に従い食事を提供し、入所者の栄養状態などの情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために情報を活用していく場合**1日に11円**加算されます。

＊**療養食加算**…医師の発行する食事箋に指示に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食、肝臓病食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したときは、1日につき3回を限度として**1食につき6円**加算されます。

＊**再入所時栄養連携加算**…医療機関から当施設への再入所者であって、特別食を提供する必要がある場合入所者1人につき1回を限度として**200円**加算されます。

＊**経口移行加算**…医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管より食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画書を作成し、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護師による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から**180日以内の期間に限り**、（医師の指示に基づき継続が必要な場合は**180日を超えた期間も引き続き算定**されます。）**1日に28円**加算されます。

＊経口維持加算

経口維持加算（Ⅰ）…経口から食事を摂取しており、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画書を作成し、当該計画書に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合に、**1月に400円**加算されます。（ただし経口移行加算を算定している場合は算定しない。）

経口維持加算（Ⅱ）…協力歯科医療機関を定めている施設が、経口機能維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は**1月に100円**加算されます。

*在宅復帰・在宅療養支援機能加算

国が定める10の評価項目の指標（①在宅復帰率、②ベッド回転率、③入所前後訪問指導割合、④退所前後訪問指導割合、⑤居宅サービスの実施数、⑥リハ専門職の配置割合、⑦支援相談員の配置割合、⑧要介護4または5の割合、⑨喀痰吸引の実施割合、⑩経管栄養の実施割合）により、介護保険施設サービス費が（i）又は（iii）の場合（指標40以上）、**在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）**として1日に**51円**加算されます。また、（ii）又は（iv）の場合（指標70以上）は**在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）**として1日に**51円**加算されます。

***入退所時指導等加算**…入退所時指導や退所時に情報提供等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

*入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	450円/回
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	480円/回
*入退所前連携加算（Ⅰ）	600円/回
入退所前連携加算（Ⅱ）	400円/回
*退所時情報提供加算（Ⅰ）	500円/回
退所時情報提供加算（Ⅱ）	250円/回
*訪問看護指示加算	300円/回

*ターミナルケア加算

医師が回復の見込みがないと判断し、本人又は家族等の同意を得てターミナルケアに係る計画を作成し、多職種が共同してターミナルケアが行われる場合加算されます。

*死亡日 45 日前～31 日前	72円/日
*死亡日 30 日前～4 日前	160円/日
*死亡日前々日と前日	910円/日
*死亡日	1,900円/日

*高齢者施設等感染対策向上加算

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）…一般的な感染症や新興感染症の発生時、適切に対応できるよう、協力医療機関との間で対応の取り組みを決め、院内医感染対策に関する研修に参加し助言や指導を受けた場合1月に**10円**加算されます。

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）…医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けた場合1月に**5円**加算されます。

*新興感染症等施設療養加算

厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者に対し、施設内で療養した場合1月に1回5日を限度として1日に**240円**加算されます。

***外泊時費用**…外泊された場合には、1月に6日を限度として施設サービス費に代えて1日に**362円**加算されます。ただし、外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いにはなりません。なお、外泊時の居住費に対する「補足給付」については、外泊時加算の対象期間（6日間）のみとなり、それ以降については補足給付の対象にはなりません。

***外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）**…入所利用者が居宅における外泊中に、施設により提供される在宅サービスを利用した場合は、1月に6日を限度として、施設サービス費に代えて1日に**800円**加算されます。

* 所定疾患施設療養費

所定疾患施設療養費（Ⅰ）…肺炎、尿路感染、带状疱疹、蜂窩織炎、心不全の増悪の方に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎、尿路感染症は検査を実施した場合に限る。）は、1月に1回、連続7日を限度に1日に**239円**加算されます。

所定疾患施設療養費（Ⅱ）…（Ⅰ）に加え診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載し、前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表しており、施設の医師が感染症対策に関する研修を受講しているため1月に1回、連続10日を限度に1日に**480円**加算されます。

* 緊急時施設治療管理料…入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行なった場合は、1月に3日を限度として1日に**518円**加算されます。

* 科学的介護推進体制加算

科学的介護推進体制加算（Ⅰ）…入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画書を見直すなど、サービスの提供に当たってその情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合1月に**40円**加算されます。

科学的介護推進体制加算（Ⅱ）…（Ⅰ）に加えて疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生省に提出した場合1月に**60円**加算されます。

* 生産性向上推進体制加算

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減のための改善活動を継続的に行っているため、1月に**10円**加算されます。

* サービス提供体制強化加算

サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分が設けられました。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）…①介護福祉士の割合が80%以上、又は②勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合、1日に**22円**加算されます。※これに加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）…介護福祉士の割合が60%以上の場合1日に**18円**加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）…①介護福祉士の割合が50%以上又は②常勤職員75%以上、若しくは勤続7年以上の介護職員が30%以上の場合、1日に**6円**加算されます。

* 介護職員処遇改善加算…介護に必要な労働力確保のための観点から、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、介護職員処遇改善加算として所定単位数（介護保険の基本料金と加算料金を足した金額）に**7.5%**を加算致します。

※職員の配置人数や資格者数等によりにより加算料金は変更される場合がありますのでご了承ください。

2 利用料

① 食 費（1日当たり） **1, 4 4 5 円**

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室 **1, 7 2 8 円**

・多床室 **4 3 7 円**

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

③ 日常生活品費／1日 **1 1 0 円**

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 教養娯楽費／1日 **4 0 円**

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 私物の洗濯代 **実 費**

洗濯に関しては、自己負担にて外部委託をお願いしておりますので、別途お手続きをさせていただきます。

⑥ 理美容代 **実 費**

理美容に関しては、自己負担にて外部委託か外出にてお願いいたしております。

⑦ 健康管理費（インフルエンザ予防接種料） **実 費（一部公費負担あり）**

インフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払いいただきます。

※ 65歳以上の方は一部公費負担があります。また、60～64歳の方で心臓や腎臓、呼吸器、免疫機能に重い病気があり、日常生活の活動が極度に制限される程度の障害がある方も一部公費負担があります。市町村によって一部負担額が異なる場合があります。

⑧ その他の費用

診断書作成代／1通 **1, 1 0 0 円～5, 5 0 0 円**

その他文書作成代／1通 **5 5 0 円 ～ 1, 1 0 0 円**

領収書再発行／1枚 **2 2 0 円**

エンゼルケア浴衣代 **実 費**

その他、ご利用者に負担いただくのが適当であると判断したものについては、ご請求申し上げます。

B 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の場合の利用者負担額

- 1 保険給付の自己負担額（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。）

介護老人保健施設短期入所療養介護費

《従来型個室》

【基本型】（i）

【在宅強化型】（ii）

・要介護1	753円	819円
・要介護2	801円	893円
・要介護3	864円	958円
・要介護4	918円	1,017円
・要介護5	971円	1,074円

介護老人保健施設短期入所療養介護費

《多床室》

【基本型】（iii）

【在宅強化型】（iv）

・要介護1	830円	902円
・要介護2	880円	979円
・要介護3	944円	1,044円
・要介護4	997円	1,102円
・要介護5	1,052円	1,161円

特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（介護予防を除く）

在宅において生活しており、当該サービスを提供するにあたり、常時看護職員による観察を必要とする難病等を有する重度者又は癌末期の利用者を下記時間区分にて受け入れた場合に算定します。

（1日につき）3時間以上4時間未満	664円
4時間以上6時間未満	927円
6時間以上8時間未満	1,296円

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

《従来型個室》

【基本型】（i）

【在宅強化型】（ii）

・要支援1	579円	632円
・要支援2	726円	778円

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費

《多床室》

【基本型】（iii）

【在宅強化型】（iv）

・要支援1	613円	672円
・要支援2	774円	834円

＊夜勤職員配置加算…施設の夜勤を行う職員配置について、夜勤時間帯における暦月ごとの1日平均夜勤職員数を基準以上に配置しておりますので、1日に**24円**加算されます。

＊個別リハビリテーション実施加算…当施設の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者毎に個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に1日に**240円**加算されます。

＊**送迎加算**…利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、自宅と施設間の送迎を行なった場合片道につき**184円**加算されます。

＊**在宅復帰・在宅療養支援機能加算**

国が定める**10**の評価項目の指標（①在宅復帰率、②ベッド回転率、③入所前後訪問指導割合、④退所前後訪問指導割合、⑤居宅サービスの実施数、⑥リハ専門職の配置割合、⑦支援相談員の配置割合、⑧要介護4または5の割合、⑨喀痰吸引の実施割合、⑩経管栄養の実施割合）により、介護保険施設サービス費が（i）又は（iii）の場合（指標40以上）、**在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）**として1日に**51円**加算されます。また、（ii）又は（iv）の場合（指標70以上）は**在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）**として1日に**51円**加算されます。

＊**療養食加算**…医師の発行する食事箋に指示に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、胃潰瘍食、肝臓病食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供したときは、1日につき3回を限度として**1食8円**加算されます。

＊**重度療養管理加算**（介護予防を除く）…要介護状態区分が要介護4又は要介護5の方で、厚生労働大臣が定める状態にあり、計画的な医療的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合は1日に**120円**加算されます。

＊**緊急時施設治療管理料**…入所者の病状が重篤になり容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合は、3日を限度とし1日に**518円**加算されます。

＊**若年性認知症利用者受入加算**…受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めて、その利用者を中心に特性やニーズに応じたサービスの提供を行った場合に1日に**120円**加算されます。

＊**認知症行動・心理症状緊急対応加算**…医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、入所した日から起算して7日を限度として1日に**200円**加算されます、（日帰り短期入所は対象外）

＊**認知症専門ケア加算**…認知症日常生活自立度のⅢ以上の方が入所者のうち半数以上入所されており、認知症介護実践リーダー研修修了者を必要以上配置し、定期的に会議を行いチームとして専門的な認知症ケアを実践していますので、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者について1日に**3円**加算されます。

＊**緊急短期入所受入加算**（介護予防を除く）…緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合。利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日に**90円**加算されます。（※認知症行動・心理状況緊急対応加算を算定している場合は算定しない。）

＊**生産性向上推進体制加算**

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減のための改善活動を継続的に行っているため、1月に**10円**加算されます。

* サービス提供体制強化加算

サービスの質の向上や職員のキャリアアップを推進する観点から、より介護福祉士割合や勤続年数の長い介護福祉士の割合が高い事業者を評価する新たな区分が設けられました。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・①介護福祉士の割合が 80%以上、又は②勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合 1 日に **22 円** 加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・介護福祉士の割合が 60%以上の場合 1 日に **18 円** 加算されます。

サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・①介護福祉士の割合が 50%以上又は②常勤職員 75%以上、若しくは勤続 7 年以上の介護職員が 30%以上の場合、1 日に **6 円** 加算されます。

* 介護職員処遇改善加算…介護に必要な労働力確保のための観点から、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、所定単位数（介護保険の基本料金と加算料金を足した金額）に **7.5%** を加算致します。

区分支給限度基準額を超えた場合は 10 割負担分の金額に **7.5%** を加算致します。

※ 職員の配置人数や資格者数等によりにより加算料金は変更される場合があります。

2 利用料

①食費／1 日 ・朝食 **361 円** ・昼食 **542 円** ・夕食 **542 円**

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② 滞在費（療養室の利用費）／1 日

・従来型個室 **1,728 円**
・多床室 **437 円**

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

* 上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第 1 段階から 3 段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料 1》をご覧ください。

③ 日常生活費／1 日 **110 円**

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

④ 教養娯楽費／1 日 **20 円**

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑤ 私物の洗濯・乾燥代／1 日 **260 円**

3 泊 4 日以上利用の方で、私物（下着・日常着で洗濯できる衣類・タオルなど）の洗濯・乾燥までを当苑にて行う場合にお支払いいただきます。

C 通所リハビリテーションの場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

「通常規模事業所」

[2 時間以上 3 時間未満]

・要介護 1	3 8 3 円	・要介護 4	5 5 5 円
・要介護 2	4 3 9 円	・要介護 5	6 1 2 円
・要介護 3	4 9 8 円		

[3 時間以上 4 時間未満]

・要介護 1	4 8 9 円	・要介護 4	7 4 3 円
・要介護 2	5 6 5 円	・要介護 5	8 4 2 円
・要介護 3	6 4 3 円		

[4 時間以上 5 時間未満]

・要介護 1	5 5 3 円	・要介護 4	8 4 4 円
・要介護 2	6 4 2 円	・要介護 5	9 5 7 円
・要介護 3	7 3 0 円		

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	6 2 2 円	・要介護 4	9 8 7 円
・要介護 2	7 3 8 円	・要介護 5	1, 1 2 0 円
・要介護 3	8 5 2 円		

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	7 1 5 円	・要介護 4	1, 1 3 7 円
・要介護 2	8 5 0 円	・要介護 5	1, 2 9 0 円
・要介護 3	9 8 1 円		

「大規模型事業所（Ⅰ）」

[2 時間以上 3 時間未満]

・要介護 1	3 7 2 円	・要介護 4	5 3 6 円
・要介護 2	4 2 7 円	・要介護 5	5 9 1 円
・要介護 3	4 8 2 円		

[3 時間以上 4 時間未満]

・要介護 1	4 7 0 円	・要介護 4	7 1 9 円
・要介護 2	5 4 7 円	・要介護 5	8 1 6 円
・要介護 3	6 2 3 円		

[4 時間以上 5 時間未満]

・要介護 1	5 2 5 円	・要介護 4	8 0 5 円
・要介護 2	6 1 1 円	・要介護 5	9 1 2 円
・要介護 3	6 9 6 円		

[5 時間以上 6 時間未満]

・要介護 1	5 8 4 円	・要介護 4	9 2 9 円
・要介護 2	6 9 2 円	・要介護 5	1, 0 5 3 円
・要介護 3	8 0 0 円		

[6 時間以上 7 時間未満]

・要介護 1	6 7 5 円	・要介護 4	1, 0 7 7 円
・要介護 2	8 0 2 円	・要介護 5	1, 2 2 4 円
・要介護 3	9 2 6 円		

＊リハビリテーション提供体制加算…リハビリテーション専門職の配置が、利用者25名又はその端数を増すごとに専門職1以上で対応し、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じた場合加算されます。

・所要時間3時間以上4時間未満の場合	12円
・所要時間4時間以上5時間未満の場合	16円
・所要時間5時間以上6時間未満の場合	20円
・所要時間6時間以上7時間未満の場合	24円

＊延長加算…日常生活上の世話をを行った後に引き続き、所要時間7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合で、通算した時間「算定対象時間」が8時間以上となった場合、8時間以上9時間未満の場合は**50円**、9時間以上10時間未満の場合は**100円**加算されます。

※送迎時に実施した居宅内介助等（電気の消灯・点灯・着替え・ベッドへの移乗、窓の施錠等）は通所リハビリテーションの所要時間「算定対象時間」に含みます。（30分以内）

＊中山間地域等提供加算…当事業所が通常の事業の実施地域を超えて、移動費用が相当必要となる場合について所定単位数に**5%**を加算致します。通常の送迎の実施地域は、小林市（須木、野尻を除く）となります。「厚生労働大臣が定める宮崎県内の中山間地域等に居住する利用者」の対象地域は加算対象となります。

＊入浴介助加算

入浴介助加算（Ⅰ） 1回につき**40円**

入浴介助を適切に行う事ができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う場合。

入浴介助加算（Ⅱ） 1回につき**60円**

上記に合わせ、医師等が利用者の自宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。浴室が利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が介護支援専門員、福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状態や訪問により把握した利用者の自宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成し、その入浴計画に基づき個浴で利用者の自宅の状況に近い環境にて入浴介助を行うこと。

＊リハビリテーションマネジメント加算…利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として、医師、理学療法士・作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合はリハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ加算致します。（次のいずれか1つを加算）

・リハビリテーションマネジメント加算 イ（6月以内） **560円／月**

通所リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から6月以内の場合にあつては1月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直し、作成に関与した理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対し説明し利用者の同意を得るとともに説明した内容等について医師へ報告した場合。

・リハビリテーションマネジメント加算 イ（6月超） **240円／月**

通所リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から6月を超えた場合にあつては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画

を見直し、作成に関与した理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対し説明し利用者の同意を得るとともに説明した内容等について医師へ報告した場合。

- ・リハビリテーションマネジメント加算 ロ (6月以内) **593円/月**
- ・リハビリテーションマネジメント加算 ロ (6月超) **273円/月**

リハビリテーションマネジメント加算 イの要件に加え、利用者毎の通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している場合。

*リハビリテーションマネジメント加算 (4) **270円/月**

通所リハビリテーション計画の同意を得た日の属する月から6月以内の場合にあつては1月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、当該計画を見直し、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し同意を得た場合。

・リハビリテーションマネジメント加算 ハ

利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメントおよび口腔アセスメントを行い、関係職種が、通所リハビリテーション計画書の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提供していること。

- ・リハビリテーションマネジメント加算 ハ (6月以内) **793円/月**
- ・リハビリテーションマネジメント加算 ハ (6月超) **473円/月**

*短期集中個別リハビリテーション実施加算…医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、**1日につき110円**加算します。

※認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定しない。

*重度療養管理加算…厚生労働大臣が定める状態にある利用者（要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5の方に限る）に対して、計画的な医療的管理のもと、指定通所リハビリテーションを利用された場合は**1日につき100円**加算されます。

※1時間以上2時間未満のサービスを実施している場合は算定しない。

*送迎を行わない場合の減算（介護予防を除く）…利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合は**片道につき47円**減算されます。

*サービス提供体制強化加算…職員の早期離職を防止して定着を促進し、介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップについて、介護職員の内、介護福祉士の資格保有者が70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置されている場合サービス提供体制強化加算として**1日につき22円**加算されます。なお、介護福祉士の入退職等により、介護福祉士の資格保有者が50%以上の場合については**1日につき18円**、40%以上又は勤続7年以上職員が30%以上となった場合については**1日につき6円**加算されます。（いずれか1つの加算）

***介護職員処遇改善加算Ⅲ**…介護に必要な労働力確保のための観点から、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所となるため、介護職員処遇改善加算として 所定単位数（介護保険の基本料金と加算料金を足した金額）に **8.6%**を加算致します。
 区分支給限度基準額を超えた場合は 10 割負担分の金額に **8.6%**を加算致します。
 ※職員配置もしくはサービス提供体制の変更により加算は変更される場合があります。

***科学的介護推進体制加算**

40円/月

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること、及び、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

2 利用料

① 食 費

460円

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 日常生活品費／1日

25円

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、フェイスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものにお支払いいただきます。

③ 教養娯楽費／1日

25円

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

D 介護予防通所リハビリテーションの場合の利用者負担額

1 保険給付の自己負担額

介護予防通所リハビリテーションに係る費用については、月単位の金額となります。

介護予防通所リハビリテーション費

要支援 1 **2,268円/月**

要支援 2 **4,228円/月**

*** 中山間地域等提供加算**…当事業所が通常の事業の実施地域を超えて、移動費用が相当必要となる場合について所定単位数に **5%** を加算致します。通常の送迎の実施地域は、小林市（須木、野尻を除く）となります。「厚生労働大臣が定める宮崎県内の中山間地域等に居住する利用者」の対象地域は加算対象となります。

*** 一体的サービス提供加算 480円/月**

以下の要件をすべて満たす場合、一体的サービス提供加算を算定いたします。

- ・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ・利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。
- ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していないこと。

*** 利用を開始した日の属する月から起算して12カ月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合の減算**

指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合、**要支援1**の場合、**所定単位数**から1月につき**120円**、**要支援2**の場合**所定単位数**から1月につき**240円**を減算いたします。

※ただし、以下の算定要件を満たした場合は減算行いません。

- ・3月に1回以上リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、利用者の状態の変化に応じ、リハビリテーション計画を見直していること。
- ・利用者ごとのリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

*** 科学的介護推進体制加算 40円/月**

利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること、及び、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に加算されます。

＊サービス提供体制強化加算…職員の早期離職を防止して定着を促進し、介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップについて、介護職員の内、介護福祉士の資格保有者が70%以上又は、勤続10年以上介護福祉士25%以上配置されている場合サービス提供体制強化加算として1月につき**88円（要支援1）**、1月につき**176円（要支援2）**、なお、介護福祉士の入退職等により、介護福祉士の資格保有者が50%以上の場合については1月につき**72円（要支援1）**、1月につき**144円（要支援2）**、40%以上又は勤続7年以上職員が30%以上となった場合については1月につき**24円（要支援1）**、1月につき**48円（要支援2）**加算されます。（いずれか1つの加算）

＊介護職員処遇改善加算Ⅲ…介護に必要な労働力確保のための観点から、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所となるため、介護職員処遇改善加算として所定単位数（介護保険の基本料金と加算料金を足した金額）に**8.6%**を加算致します。区分支給限度基準額を超えた場合は10割負担分の金額に**8.6%**を加算致します。

※職員配置もしくはサービス提供体制の変更により加算は変更される場合があります。

2 利用料

介護予防給付の対象とならない自己負担分の費用は、一日単位の金額となります。

① 食 費 **460円／日**

施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

② 日常生活品費／1日 **25円／日**

石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー、フェイスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものにお支払いいただきます。

③ 教養娯楽費／1日 **25円／日**

倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、粘土等の材料や風船、輪投げ等遊具、ビデオソフト等の費用であり施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

《別添資料 1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1 ～ 3 段階）」
に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1 ～ 第 4 段階に分けられ、国が定める第 1 ～ 第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1 ～ 第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1 ・ 第 2 ・ 第 3 段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円超 120 万円未満の方
 - 【利用者負担第 3 段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額が 120 万円超の方
- 利用者負担第 4 段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第 3 段階」の利用料負担となります。
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食 費		利用する療養室のタイプ	
	入所	ショート	従来型個室	多床室
利用者負担第 1 段階	3 0 0 円	3 0 0 円	5 5 0 円	0 円
利用者負担第 2 段階	3 9 0 円	6 0 0 円		4 3 0 円
利用者負担第 3 段階①	6 5 0 円	1, 0 0 0 円		
利用者負担第 3 段階②	1, 3 6 0 円	1, 3 0 0 円		

介護老人保健施設のサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設 相愛苑

施設長 桑原 大祐 殿

< 利用者 >

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

< 利用者の身元引受人 >

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電話番号 _____

(説明職員) 支 援 相 談 員

印

介護老人保健施設のサービス（入所、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設相愛苑利用約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを連帯保証人と共に誓約します。

記

1. 介護老人保健施設相愛苑の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 利用料の費用の支払いについては、介護老人保健施設相愛苑に対し一切迷惑をかけません

以上